

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認三重地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 11 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 10 件

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成18年12月29日は73万8,000円、19年5月31日は12万円、同年7月31日は64万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月29日  
② 平成19年5月31日  
③ 平成19年7月31日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、厚生年金保険の記録に反映されていない。

申立期間における標準賞与額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与支給明細書から、申立期間について、その主張する標準賞与額（平成18年12月29日は73万8,000円に、19年5月31日は12万円、同年7月31日は64万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成18年12月29日は44万2,000円、19年7月31日は41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月29日  
② 平成19年7月31日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、厚生年金保険の記録に反映されていない。

申立期間における標準賞与額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与支給明細書から、申立期間について、その主張する標準賞与額（平成18年12月29日は44万2,000円、19年7月31日は41万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成11年1月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年1月から同年8月まで  
国民年金保険料は忘れることなく納めてきており、申立期間の保険料についても、細かくは覚えていないが、自分で納付した。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は、申立期間当時の保険料の納付方法、納付時期及び納付金額等についての具体的な記憶は無いとしており、納付状況が不明である。

また、申立期間当時は、基礎年金番号導入後の時期であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料収納事務の電算化等事務処理の機械化が図られていたことから、年金記録管理に過誤が生ずる可能性は低いものと考えられる上、オンライン記録によると、申立人は、国民年金保険料を追納や過年度納付により遡及<sup>そきゅう</sup>して納付している期間が多数みられるほか、申立期間直後の平成11年9月から12年3月までの期間の保険料を時効直前の13年10月4日に過年度納付していること等を踏まえると、申立期間は時効により保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 993

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年2月26日から31年5月30日まで  
② 昭和33年3月29日から35年9月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答があった。しかし、私は申立期間①にA社で臨時社員として勤務しており、申立期間②については勤務時期が定かでないがB社（現在は、C社）とD社で正社員として勤務していた。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてA社に照会したところ、「正社員であれば労働者名簿に記録が残っているが、申立人の氏名は見当たらなかった。健康保険組合の加入記録にも申立人の氏名は見当たらなかった。また、当時、臨時社員を厚生年金保険に加入させるということはない。」との回答があった。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間①に厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したところ、いずれも申立人のことを記憶しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等についての供述を得ることはできなかった。

申立期間②について、D社における同僚二人の供述により、勤務時期は特定できないものの、申立人が同社で勤務していたことは推認できる。

しかし、これらの同僚からは、当時のD社における厚生年金保険の適用に係る取扱い等についての供述は得られなかった。

また、D社は平成15年10月7日に厚生年金保険の適用事業所に該当しな

くなっているため、閉鎖登記簿謄本により判明した元役員に照会したところ、当時の資料は残っておらず、当時の記憶も不明であり、申立人の申立期間②に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、B社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間②に厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したところ、いずれも申立人のことを記憶しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等についての供述を得ることはできなかった。

加えて、申立人の申立期間②に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてC社に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

その上、オンライン記録によると、D社は昭和 35 年 4 月 1 日に、B社は 33 年 10 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②のうち、D社については 33 年 3 月 29 日から 35 年 3 月 31 日までの期間、B社については 33 年 3 月 29 日から同年 10 月 25 日までの期間は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる上、D社及びB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間②について申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 994

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 8 月 31 日から 7 年 10 月 1 日まで

私は、申立期間にA社の代表取締役として継続して勤務していた。しかし、社会保険事務所（当時）の厚生年金保険の期間照会回答票には当該期間が空白期間となっている。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

商業登記簿謄本により、申立人は申立期間にA社において代表取締役であることが確認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社は平成 6 年 9 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった後、7 年 10 月 1 日に再度適用事業所となっており、申立期間のうち、6 年 10 月 1 日から 7 年 9 月 30 日までの期間については、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、A社における申立期間当時の経理担当者から、「平成 6 年ごろ、会社は資金面で苦しい時期で保険料を滞納していた。滞納保険料の減額と新たに発生する保険料を止めるため、社会保険事務所と話し合いを行い、社長に報告した。その後、7 年ごろまでは社会保険には加入できなかった。」との回答があった上、オンライン記録により、申立人が被保険者資格を喪失した時期（6 年 8 月 31 日）又は同社が適用事業所でなくなった時期（同年 9 月 30 日）に、32 人が被保険者資格を喪失し、このうち 27 人が 7 年 10 月 1 日に被保険者資格を再取得していることが確認できる。

さらに、オンライン記録により、A社は平成 10 年 9 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているため、商業登記簿謄本により判明した当時の役員に照会したところ、当時の記憶は不明であり、申立人の申立期間に

係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 995（事案 271 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 4 月から 30 年 4 月まで  
② 昭和 30 年 5 月から 32 年 8 月まで

前回の申立てについて、年金記録の訂正は必要ない旨の通知を受けた。しかし、私は社会保険の適用がある会社で働いていたと認識しているので、再度調査し、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、前回、申立期間を昭和 29 年 3 月から 30 年 3 月までの期間について申し立てしているところ、i) 社会保険事務所（当時）の記録では、A 事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認できないこと、ii) 当該事業所は既に廃業していることから、B 団体から当該事業所における当時の事業主の氏名等を聴取したものの、連絡先が不明であるため、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかったこと、iii) 申立人が記憶している当該事業所の同僚一人に照会を試みたものの、入院中のため、申立人に係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかったこと等を理由として、また、申立期間②に係る申立てについては、前回、申立期間を 34 年から 35 年までの期間について申し立てしているところ、i) C 事業所の被保険者名簿には、申立期間について申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものは考え難いこと、ii) 当該事業所は 40 年 12 月 5 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、閉鎖登記簿謄本による調査でも当時の役員等関係者の所在が判明しないため、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険

の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかったこと、iii) 上記の被保険者名簿において、申立期間前後の期間に被保険者であった者のうち連絡先が分かった二人に照会したところ、当時の記憶は不明である旨の回答があり、厚生年金保険の適用状況等についての供述を得ることはできなかったこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成21年1月9日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、申立期間を変更し、事実関係を再確認してほしいと主張しているため、今回の申立てにおける申立期間①及び②について再調査したところ、申立期間①については、オンライン記録により、「D事業所」という名称の事業所があったことが確認できるが、同事業所は昭和36年2月4日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①当時は、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、D事業所が厚生年金保険の適用事業所となった日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚一人から「昭和22年から53年まで当該事業所で勤務していたが、申立人のことは覚えていない。当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのが36年2月からであることは承知している。」との回答があった。

さらに、申立期間②については、C事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、当該期間に厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したところ、申立人のことは記憶しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等についての供述を得ることはできなかった。

加えて、C事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間②について申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

したがって、申立人が主張している事情を調査しても、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 996 (事案 304 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 3 月ごろから 63 年 5 月ごろまで  
② 平成元年 1 月ごろから 8 年 10 月 1 日まで  
③ 平成 9 年 1 月 28 日から同年 7 月ごろまで

前回、A社及びB社で勤務していた申立期間については、年金記録の訂正はできない旨の通知を受けたが、申立期間①について、A社の経理事務はC事業所（現在は、D事業所）が行っていた。また、倉庫を借りて工場としていた。税理士と倉庫の持ち主に事実関係を確認してほしい。

申立期間②について、B社で勤務していたときの市民税・県民税課税台帳兼市民税調査簿があり、申立期間③においても、同社で勤務していた。

再申立てするので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、A社における申立期間①当時の役員等関係者の所在が不明であることや、同僚に照会した結果でも、申立人の申立期間①に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかつた上、健康保険厚生年金保険被保険者原票には、整理番号に欠落は無く、申立人の被保険者原票は確認できないこと等を理由として、また、申立期間②に係る申立てについては、B社及び申立期間②当時の同僚に照会した結果、申立人の申立期間②に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかつた上、申立人のB社における雇用保険の加入記録と厚生年金保険被保険者記録が一致していること等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 2 月 13 日付けで、年金記録の訂正

は必要でないとする通知が行われている。

申立期間①について、申立人は、申立期間①当時、A社の経理事務を担当していた税理士や事業所が工場として借りていた倉庫の持ち主等に確認してほしいと主張しているため、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてD事業所へ照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があった上、倉庫の持ち主に照会しても申立人のことを記憶していないほか、申立人が新たに思い出した同僚に照会しても、申立てに係る事実を確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

申立期間②について、申立人から平成元年、2年及び5年から8年の期間に係るE市役所保管の市民税・県民税課税台帳兼市民税調査簿の写しが提出されたが、このうち、元年、2年及び5年から7年の期間に係る当該資料には、申立期間②に係る厚生年金保険料が控除されていた事実は確認できず、8年については社会保険料控除額が記載されているが、当該額はオンライン記録で確認できるB社における被保険者期間に係る社会保険料額とほぼ一致している。

また、申立人は、申立期間②及び③にB社において勤務していたと主張しているが、申立人が記憶している同僚に照会しても、申立人が勤務していた期間を特定できない上、同僚の一人は、「最近まで、本人が厚生年金保険に入りたくないと会社に言って入っていない人はたくさんいた。」と供述していることから、同事業所においては、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは言えない状況がうかがえる。

したがって、申立人が主張している事情を調査しても、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 997

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 5 月 1 日から同年 11 月ごろまで  
② 昭和 47 年 5 月ごろから 49 年 5 月ごろまで

申立期間①については、A社（現在は、B社）で化粧品の訪問販売をしていた。

申立期間②については、C社（現在は、D社）のE出張所で事務関係の仕事をしており、厚生年金保険の加入手続はF支店かG本社で行っていた。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、当時、A社に勤務していた同僚の供述から、申立人が同事業所で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間当時の複数の同僚に照会したところ、二人の同僚が「会社では、入社してすぐには社会保険料を控除していなかった。試用期間が6か月ほどあった。」旨供述している上、一人の同僚は「自分は昭和 44 年 1 月に入社したが、厚生年金保険の加入は同年 5 月からだった。」と供述しており、オンライン記録によると、当該同僚は同事業所において厚生年金保険の被保険者資格を 44 年 5 月 1 日に取得していることが確認できることから、同事業所においては、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとはいえない状況がうかがわれる。

また、オンライン記録において、申立人が記憶している同僚の当該事業所における被保険者記録は確認できない。

さらに、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてB社に照会したところ、「同事業所としての営業は既に行っておらず、申立人に係る資料も残っていない。」旨の回答があった。

加えて、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、健康保険整理番号に欠番は無く、申立人の被保険者原票は確認できない。

申立期間②について、事業所名は確認できないが昭和47年11月1日から48年9月20日までの申立人の雇用保険の加入記録があること及びC社の同僚の供述から、申立人が申立期間②当時に同事業所で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、上記同僚を含むC社における申立期間②当時の複数の同僚に照会したものの、申立人の勤務期間及び当時の同社における厚生年金保険の適用の取扱い等についての供述を得ることはできなかった。

また、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について、D社に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、C社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 998

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年12月5日から23年9月1日まで

私は、昭和21年12月5日にA市にあったB社（昭和23年1月にC社に商号変更。現在は、D社）本店に入社した。入社と同時に厚生年金保険に加入したと思う。申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

D社健康保険組合から提出された発令記録簿及び申立期間当時の同僚の供述により、申立人が申立期間においてB社本店に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は、昭和23年9月1日にC社として厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間については、同事業所は厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる上、C社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同日に申立人及び申立人が記憶している同僚2人を含む19人が厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、上記被保険者名簿により、申立人と同日に資格を取得している複数の同僚に照会したものの、申立期間当時のB社本店における厚生年金保険の適用に係る取扱い等についての供述は得られなかった。

さらに、申立期間における申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてD社本店に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料等や供述を得ることはできなかった。

加えて、申立期間において、当時B社本店と同一の場所に所在していた同

社E支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したが、申立人の氏名は見当たらなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 999

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年2月20日から44年1月20日まで

私は、昭和40年ごろにA社（現在は、B社）に入社し、42年2月ごろに厚生年金保険被保険者の資格を取得したことを覚えている。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社における雇用保険加入の記録から、申立人が少なくとも昭和42年9月以降同社で勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立期間当時、A社において勤務していた同僚に照会したところ、複数の同僚が「入社してすぐには社会保険に加入していなかった。」旨供述している上、入社時期を記憶している同僚は、本人が記憶している入社時期の10か月から8年経過した後同社において厚生年金保険被保険者資格を取得していることから、同社においては、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとはいえない状況がうかがえるほか、オンライン記録によると、申立人が一緒に入社したとする同僚についても、申立人と同日に厚生年金保険被保険者の資格を取得している。

また、申立期間に係る申立人の厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてB社に照会したところ、「申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格取得の届出及び保険料の納付は行っていない。」との回答があった上、同社から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書によると、申立人の被保険者資格の取得日は昭和44年1月20日と記載されており、オンライン記録と一致している。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間に係る申立人の被保険者原票は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 1000

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 45 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 7 月 21 日から同年 10 月 1 日まで  
申立期間について、A社（現在は、B社）で臨時従業員として勤務していた。申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人に係る臨時従業員雇用契約書及び給与支払明細書並びに同社における申立人の雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間において同社で勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立期間に係る給与支払明細書においては、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる上、申立人の厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてB社に照会したところ、「当社保管の給与明細リストでは、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料は控除していない。また、社会保険料は当月控除であった。」との回答があった。

また、上記給与支払明細書によると、申立人の平成 8 年 10 月分の給与からは、同年 10 月 1 日に改正された厚生年金保険料率に基づいた厚生年金保険料額が控除されていることが確認できることから、A社における厚生年金保険料は当月控除であったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 1001

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 10 月 1 日から 63 年 3 月 31 日まで  
申立期間については、A社で役員をしており、給与は 22 万円ぐらいだった。申立期間における標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時支給されていた報酬額とオンライン記録による標準報酬月額が相違していると申し立てている。

しかしながら、A社における申立期間及びその前後の期間の標準報酬月額を調査したところ、オンライン記録では、申立期間直前の昭和 62 年 4 月から同年 9 月の標準報酬月額は 22 万円と記録されているが、当該記録は 63 年 8 月に処理されていることが確認でき、申立期間当時の代表取締役についても申立人と同様に標準報酬月額が増額変更されていることから、同事業所において変更手続が行われたものと考えられる。

また、申立期間に厚生年金保険被保険者であった代表取締役及び他の役員の標準報酬月額について調査したものの、いずれも不自然な点はみられない。

さらに、申立人が主張する標準報酬月額を示す関連資料（給与明細書、賃金台帳等）は無いことから、申立期間に係る報酬の総額を確認することはできない。

このほか、申立期間について、標準報酬月額に誤りがあることをうかがわせる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 1002

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険（当時は、労働者年金保険。以下同じ。）被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 6 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

私は、昭和 18 年 12 月に戦時繰上げにより旧制中学を卒業後、A社（現在は、B社）に入社した。社会保険事務所（当時）の回答では申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が確認できないとのことであったが、私の年金手帳には「はじめて被保険者となった日 昭和 19 年 6 月 1 日」と記載があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の入職年月日欄に「19. 1. 10」と記載されていることから、申立人が申立期間に同事業所で勤務していたことは確認できる。

しかし、昭和 17 年 6 月施行の労働者年金保険法は、19 年 10 月に厚生年金保険法が施行されるまでは、工場や炭坑で働く男性の肉体労働者のみを対象としていたところ、申立人は、申立期間当時、当該事業所において「技術員としてジュラルミンを鋳造するために金属原料の配合に係る計算をしていた。」と供述していることから、労働者年金保険の被保険者ではなかったものと考えられる。

また、申立人は、「年金手帳に「はじめて被保険者となった日 昭和 19 年 6 月 1 日」と記載されていることから、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者であった。」と主張しているが、同年 6 月 1 日から同年 9 月 30 日までの期間は、厚生年金保険法施行に係る事務手続の準備期間であったため、保険料を徴収しておらず、制度上、被保険者期間に算入しない取扱いとなってい

る。

さらに、当該事業所における同僚4人についても、申立人と同様、上記の被保険者名簿において厚生年金保険の資格取得日が昭和19年6月1日と記載されているが、オンライン記録によると、厚生年金保険の資格取得日は同年10月1日となっていることが確認できる。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてB社に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。